第３６号議案

ふじみ野市税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市税条例（平成１７年ふじみ野市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第３６条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。

附則第５条第１項中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第６条中「令和４年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条の２中第２５項を第２６項とし、第２４項を第２５項とし、第２３項の次に次の１項を加える。

２４　法附則第１５条第４６項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２４条第２項及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第５条第１項の改正規定並びに次条の規定　令和６年１月１日

(2) 附則第１０条の２の改正規定　特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第１号に掲げる規定による改正後のふじみ野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和３年６月１日提出

ふじみ野市長　高　畑　　博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）等の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。